

公益社団法人 日本伝熱学会
学会活性化活動基金に関する規程

平成22年2月20日 理事会決定

平成25年4月20日 改訂

(基金の名称)

第1条 本基金の名称は、「日本伝熱学会学会活性化活動基金」(以下、本基金という)と称する。

(目的)

第2条 本規程は、本基金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第3条 本基金の使途は、日本伝熱学会定款第4条に基づく伝熱学の進歩普及を図ることを目的に、定款第5条に定める以下の事業の実施に限定する。

- (1) 定款第5条1号の研究会、学術講演会等の事業の実施。この法人が主催する学術集会事業、周年事業、一般社会及び青少年への啓発活動は本事業に含まれるものとする。学会活性化活動基金学術集会基金とする。
- (2) 定款第5条2号の学会誌、学術図書等の刊行事業の実施。学会活性化活動基金学会誌等発行基金とする。
- (3) 定款第5条3号の研究及び調査事業の実施。研究及び調査に伴う資料の収集は、本事業に含まれるものとする。学会活性化活動基金研究調査事業基金とする。
- (4) 定款第5条5号の関連学術団体との連絡及び協力事業の実施。学会活性化活動基金関連学術団体協力基金とする。

(構成)

第4条 本基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本基金とすることを指定して寄附された、寄付金及び協賛金等の財産
- (2) 理事会において本基金に繰り入れることを議決した財産

(運用管理)

第5条 本基金の管理は、担当部会、委員会と協議の上、財務担当副会長が行う。

第6条 本基金の使用に関しては、予め財務担当理事と協議の上、担当部会理事が理事会に諮り、理事会で審議し承認を得た上で実施するものとする。

第7条 本基金の運用に関しては、必要に応じて内規を定めることができる。

附則：1. 本基金規程は、理事会で承認を得た日から施行する。

2. 本基金規程は、理事会の審議の上、変更することができる。

公益社団法人 日本伝熱学会
国際活動関係基金に関する規程

平成22年2月20日 理事会決定

平成25年4月20日 改訂

(基金の名称)

第1条 本基金の名称は、「日本伝熱学会国際活動関係基金」(以下、本基金という)と称する。

(目的)

第2条 本規程は、本基金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第3条 本基金の使途は、日本伝熱学会定款第4条に基づく伝熱学の進歩普及を図ることを目的に、定款第5条に定める以下の事業の実施に限定する。

- (1) 定款第5条6号の国際的な研究協力の推進に関する事業の実施。このうち、国際伝熱会議の実施に係る基金を国際活動関係基金国際伝熱活動基金、国際伝熱フォーラムの実施に係る基金を国際活動関係基金国際伝熱フォーラム基金とする。

(構成)

第4条 本基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本基金とすることを指定して寄附された、寄付金及び協賛金等の財産
- (2) 理事会において本基金に繰り入れることを議決した財産

(運用管理)

第5条 本基金の管理は、担当部会、委員会と協議の上、財務担当副会長が行う。

第6条 本基金の使用に関しては、予め財務担当理事と協議の上、担当部会理事が理事会に諮り、理事会で審議し承認を得た上で実施するものとする。

第7条 本基金の運用に関しては、必要に応じて内規を定めることができる。

附則：1. 本基金規程は、理事会で承認を得た日から施行する。

2. 本基金規程は、理事会の審議の上、変更することができる。

公益社団法人 日本伝熱学会
伝熱学会賞関係基金に関する規程

平成22年2月20日 理事会決定

平成25年4月20日 改訂

(基金の名称)

第1条 本基金の名称は、「日本伝熱学会伝熱学会賞関係基金」(以下、本基金という)と称する。

(目的)

第2条 本規程は、本基金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第3条 本基金の使途は、日本伝熱学会定款第4条に基づく伝熱学の進歩普及を図ることを目的に、定款第5条に定める以下の事業の実施に限定する。

- (1) 定款第5条4号の研究の奨励及び研究業績の表彰に関する事業の実施。このうち、伝熱学会奨励賞に係る基金を伝熱学会賞関係基金奨励賞基金、一般賞に係る基金を伝熱学会賞関係基金一般賞基金とする。

(構成)

第4条 本基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本基金とすることを指定して寄附された、寄付金及び協賛金等の財産
- (2) 理事会において本基金に繰り入れることを議決した財産

(運用管理)

第5条 本基金の管理は、担当部会、委員会と協議の上、財務担当副会長が行う。

第6条 本基金の使用に関しては、予め財務担当理事と協議の上、担当部会理事が理事会に諮り、理事会で審議し承認を得た上で実施するものとする。

第7条 本基金の運用に関しては、必要に応じて内規を定めることができる。

附則：1. 本基金規程は、理事会で承認を得た日から施行する。

2. 本基金規程は、理事会の審議の上、変更することができる。

公益社団法人 日本伝熱学会
支部関係基金に関する規程

平成22年2月20日 理事会決定

平成25年4月20日 改訂

(基金の名称)

第1条 本基金の名称は、「日本伝熱学会支部関係基金」(以下、本基金という)と称する。

(目的)

第2条 本規程は、本基金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第3条 本基金の使途は、日本伝熱学会定款第4条に基づく伝熱学の進歩普及を図ることを目的に、定款第5条(1)、(3)、(4)、(5)、(6)の事業とする。

- (1) 日本伝熱学会支部関係基金に北海道支部基金を設ける。
- (2) 日本伝熱学会支部関係基金に東北支部基金を設ける。
- (3) 日本伝熱学会支部関係基金に関東支部基金を設ける。
- (4) 日本伝熱学会支部関係基金に東海支部基金を設ける。
- (5) 日本伝熱学会支部関係基金に北陸信越支部基金を設ける。
- (6) 日本伝熱学会支部関係基金に関西支部基金を設ける。
- (7) 日本伝熱学会支部関係基金に中国四国支部基金を設ける。
- (8) 日本伝熱学会支部関係基金に九州支部基金を設ける。

(構成)

第4条 本基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本基金とすることを指定して寄附された、寄付金及び協賛金等の財産
- (2) 理事会において本基金に繰り入れることを議決した財産

(運用管理)

第5条 本基金の管理は、支部担当理事と協議の上、財務担当副会長が行う。

第6条 本基金の使用に関しては、予め財務担当理事と協議の上、支部担当理事が理事会に諮り、理事会で審議し承認を得た上で実施するものとする。

第7条 本基金の運用に関しては、必要に応じて内規を定めることができる。

- 附則：1. 本基金規程は、理事会で承認を得た日から施行する。
2. 本基金規程は、理事会の審議の上、変更することができる。